

野木町安全・安心見守りネットワーク事業に登録しませんか

地域の皆さんと協力して見守りが必要な方々が住みなれた地域で安心して生活ができるように、さりげない見守りや、ちょっとした気づきを通して、地域に安心の輪を広げるネットワークづくりに取り組んでいます。

地域には高齢の一人暮らし・高齢者世帯・要介護の方・障がいのある方など日常の見守りが必要な方や、災害時に支援が必要な方が暮らしています。

随時、要配慮者(見守られる方)または協力員(見守る方)の登録を受け付けています。

【3つのポイント(具体的事例)】

- ①声かけ、訪問による日常の安否確認
 - ・郵便物や新聞がポストにたまっている
 - ・何日も同じ洗濯物が干してある
 - ・いつもの時間に雨戸が開かない
 - ・最近、外出している姿を見ない
 - ②異変を発見した場合の必要な支援(町に連絡)
 - ・不自然な服装(パジャマや季節に合わない服装など)をしている
 - ・帰り道がわからなくなっている様子で、うろろしている
 - ③災害時の支援(避難誘導支援)
 - ※緊急性のある場合には、救急・警察への通報が優先されます
- 要配慮者(見守られる方)または協力員(見守る方)のご登録は問合せ先まで
 問健康福祉課 ☎ (57)4196

ひまわり館 子育てサロン

子育てに関するテーマをもとに、相談や保護者同士の交流の場として、誰でも気軽に利用できます。どうぞ気分転換もかねてお立ち寄りください。※詳細については、毎月の広報でお知らせします。※日程や内容は、悪天候や講師の都合により変更になる場合がございます。

変更の際は、町ホームページ等でお知らせします。

日 7月21日(火)10時~11時30分

所 ひまわり館 キッズルーム

容 講話：子どもの体調管理について

親子製作：夏の製作

料 無料 **申** 不要

問ひまわり館 ☎ (33)6878

介護保険負担限度額の申請について

介護保険施設に入所(短期入所サービス利用を含む)すると、介護サービス費用の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)を負担するほかに、居住費・食費を負担することになります。ただし、所得の低い方の居住費・食費については負担の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。

【対象者】

次の①~③をすべて満たす方が対象となります。

- ①要介護(要支援)認定を受けており、ご利用者が所属する世帯全員が町民税非課税の方
- ②配偶者が町民税非課税の方(世帯が同じかどうかは問わない)
- ③預貯金等の金額が次の基準額を超えない方
 - ・配偶者のいる方…合計2,000万円
 - ・配偶者のいない方…合計1,000万円

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・同意書
- ・本人と配偶者の印鑑
- ・本人と配偶者の預貯金口座残高の写し
- ※銀行名・支店名・口座番号・名義人と最終の残高(申請日より2か月以内に記帳されたもの)が分かるようにお願いします。
- ・その他投資信託・有価証券等がある場合には、証券会社や銀行の口座残高の写し
- ・負債がある場合は借用証明書の写し(預貯金額等から差し引きます)
- ・金融機関への照会に対しての同意書に本人と配偶者の署名・捺印をいただきます。
- ※配偶者がいない場合は、添付書類はご本人のみとなります。

【留意点】

- ・申請書類に不備があると受付ができませんので、書類をよく確認して申請をしてください。
- ・認定期間は申請のあった月の初日から翌年(1月以降の申請は同年)7月31日までです。
- ・前年度の所得が未申告の方は税務課にて申告を済ませてから申請をしてください。
- ・前年度の所得には、課税年金(老齢年金など)の他、非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入も含めて判定することになります。

問健康福祉課 ☎ (57)4173